

○公立大学法人周南公立大学職員退職手当規程

(令和4年4月1日規程第9-8号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人周南公立大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第64条の規定に基づき、就業規則の規定の適用を受ける職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当支給の条件)

第2条 退職手当は勤続期間1年以上におよぶ職員が次の各号の一に該当するときこれを支給する。ただし、職員が死亡した場合には、その遺族に支給する。

- (1) 傷病又は死亡により退職したとき
- (2) 休職期間満了により退職したとき
- (3) 法人の都合により退職したとき
- (4) 自己の都合により退職したとき
- (5) その他、やむを得ない事情と認められたとき

(退職手当の支給制限)

第3条 次の各号の一に該当する場合には、退職手当を支給しない。

- (1) 懲戒、解職になった者
 - (2) 禁固以上の刑に処せられたことによる退職
- 2 職員が退職後、在職中の勤務に関し、懲戒による解職処分を受ける事由に相当する事実が明らかになったときは、すでに支給した退職手当を返還させ、又は退職手当を支給しないことができる。
- 3 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし判決の確定によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、退職の際に支給すべきであった退職手当を支給する。

(退職手当の通貨払い)

第4条 退職手当は、退職の際一時に通貨をもって支給する。ただし、本人の申し出により金融機関へ振込することができる。

(退職手当の支給)

第5条 退職手当支給の計算は、別表に定める退職手当の算定基礎及び早見表により計算する。

(退職手当算定基準)

第6条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、就職発令の日から退職発令の日までとし、休職期間はこの中に算入しない。

(退職手当の増額)

第7条 在職中特に功労があった者、重要な役職にあった者、定年又は職務上の死傷若しくは法人の都合によって退職することになった者に対しては、第5条に定める額に増額することができる。

(退職手当の減額)

第8条 職員が次の(1)に該当する場合、第5条に定める額を減額することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良のための退職
- (2) その職務に必要な適格性を欠くに至ったための退職

(弔慰金の額)

第9条 職員が死亡した場合においては、その者の遺族に職員が死亡した日における本給月額に 100 分の 150 の割合を乗じて得た額を弔慰金として支給する。

(遺族の範囲および順位)

第10条 職員が在職中死亡したときの退職手当は、次の順位により、その遺族にこれを支給する。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹およびその他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹およびその他の親族で前号に該当しない者

2 退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあっては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、

養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にし、その他の親族については、職員との近い者を先順位とする。

3 退職手当の支給すべき遺族のうち、同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数により等分して支給する。

(退職手当の支給日)

第 11 条 退職手当は、退職または死亡の日から 1 ヶ月以内に支払うものとする。

(端数の処理)

第 12 条 この規程を定めるところによる退職手当の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第 13 条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に必要な事項は、理事長が定める。

(その他)

第 14 条 学校法人徳山教育財団（以下「旧法人」という。）において入職した者は、本規程を適用するとともに、退職手当の支払いにおいては、旧法人入職時からの勤務年数を通算して計算した退職手当から、法人入職前に旧法人から既に支給された退職金を控除した金額を退職手当として支給する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

別表（第5条関係）

退職手当の算定基礎

（1）普通退職の場合（24年まで）

勤続年数（n）	乗数	（備考）普通退職の場合（24年まで）	支給率
1～5	0.6 (n)	勤務期間が1年以上5年以下の者	0.6
6～10	0.75 (n)	勤務期間が6年以上10年以下の者	0.75
11～20	10+1.1 (n-10)	勤務期間が11年以上20年以下の者	1.1
21～24	21+1.2 (n-20)	勤務期間が21年以上24年以下の者	1.2

（2）永年退職の場合（25年以上）

勤続年数（n）	乗数	（備考）永年退職の場合（25年以上）	支給率
25～30	25.8+2.575 (n-24)	勤務期間が25年以上30年以下の者	2.575
31以上	41.25+1.375 (n-30)	勤務期間が31年以上	1.375

（3）44年以上は60.0を限度とする

退職手当計算早見表

(退職時の本給) × 乗数	
年数 (年)	乗数
1	0.6
2	1.2
3	1.8
4	2.4
5	3.0
6	4.5
7	5.25
8	6.0
9	6.75
10	7.5
11	11.1
12	12.2
13	13.3
14	14.4
15	15.5
16	16.6
17	17.7
18	18.8
19	19.9
20	21.0
21	22.2
22	23.4
23	24.6
24	25.8
25	28.375
26	30.95
27	33.525
28	36.1
29	38.675
30	41.25
31	42.625
32	44.0
33	45.375
34	46.75
35	48.125
36	49.5
37	50.875
38	52.25
39	53.625
40	55.0
41	56.375
42	57.75
43	59.125
44	60.0